

健康保険を使って接骨院・整骨院(柔道整復師)にかかった方へ

業務委託先から (株式会社ケーシップ) 施術内容等の照会を することがあります

「施術内容等の
照会」って?

医療費適正化を図るため、接骨院・整骨院で健康保険を使って柔道整復師による施術を受けた方に対し、施術日や施術内容を確認させていただくものです。
これは厚生労働省の指導のもとに行われています。



照会は
どのように
行われるの?

トーエネック健保組合では、2018年4月1日より、点検機関である株式会社ケーシップ柔整点検部(TEL 06-6152-5160)に照会作業を委託しています。
接骨院・整骨院を利用すると、後日、株式会社ケーシップより施術内容等の照会文書をお送りする場合があります※。期日までにご回答いただき、株式会社ケーシップへご返信ください。

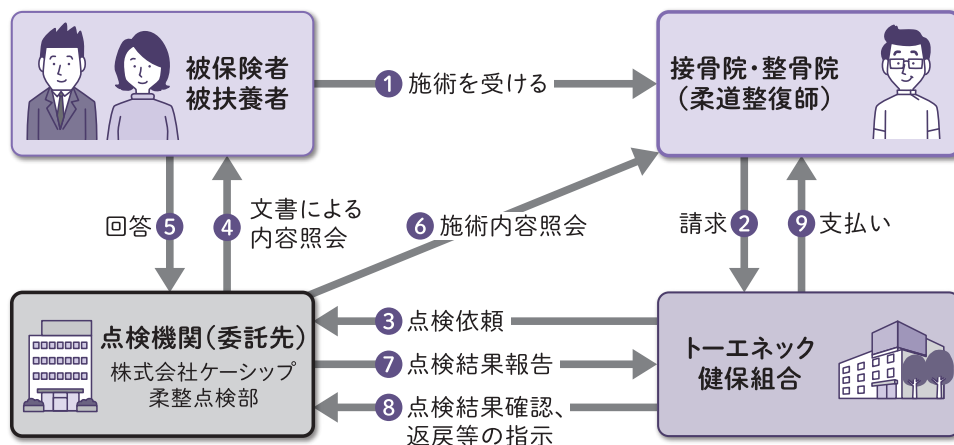
※照会文書は施術月から2カ月以上経過後に送付します。

◆みなさんへのお願い◆

照会作業をスムーズに行うため、接骨院・整骨院で施術を受けたら、領収書を必ずもらって大切に保管しておいてください。
照会の回答書には施術内容(施術日・施術箇所・負傷内容など)をご自身で記入いただく欄がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



■照会の流れ



個人情報の取扱いについて

トーエネック健保組合は、個人情報保護法に基づき、株式会社ケーシップとの間で、みなさんの個人情報は、「柔整療養費の点検及び確認以外には使用しない」旨の契約を締結しています。